

網走市観光の現状、 宿泊税の考え方について

— 網走市 令和6年9月4日(水) —

網走市の観光振興について

網走市観光振興計画

観光振興により網走の第一次産業をはじめとする他の事業者に好影響を及ぼし、付加価値向上による単価の上昇や売上総量の増大へとつながるものと考え、観光消費額を高めることを目指しています。

基本方針

自然資源・文化・社会資源を活用した網走型観光の確立

網走の地域資源の魅力を明確にし、その活用の最大化を図り、観光消費の増大や滞在時間の拡大を図ります。

滞在コンテンツの磨き上げと開発や、効果的な情報発信による網走の魅力を高める環境整備

国内旅行者や今後も増加が期待される外国人旅行者に対して、網走の食や観光の楽しみ方を PRするとともに、網走の多様な魅力を存分に体感できる満足度の高い滞在コンテンツを提供する受入体制の整備を行います。

交通環境の利便性向上による観光客の流入促進と回遊性の向上

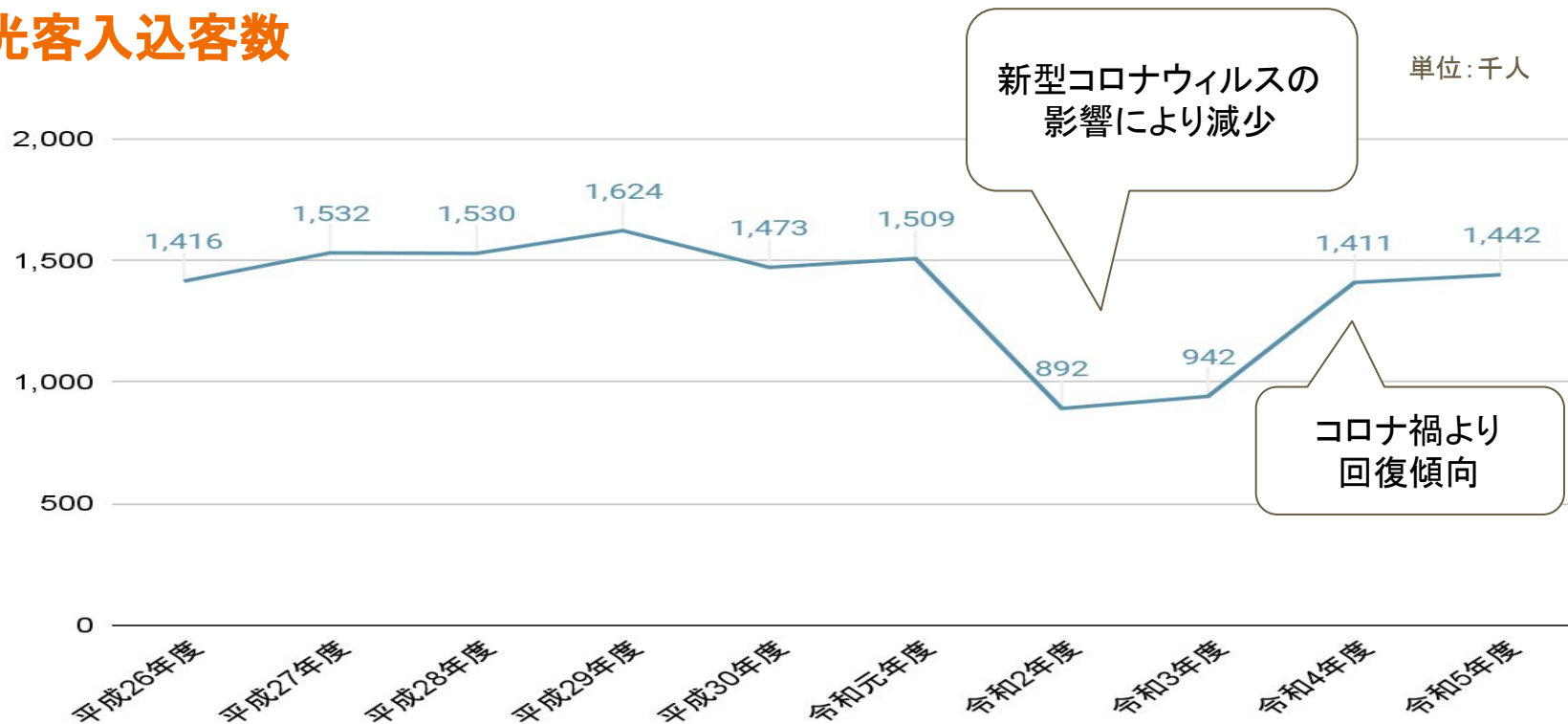
道内を訪れる観光客が網走を選び、容易にアクセスするための環境づくりを推進するとともに、網走の誇る様々な観光ポイントを回遊し、その素晴らしさに触れることのできる機会の確保・提供 を推進します。

観光振興を牽引する組織体制の構築および人材の発掘と活用

地域の今後の発展に寄与するような事業や取組を見出し、単体での動きを地域全体での動きとして昇華させたり、多様な事業主体による連携を促進する推進組織の構築および人材育成を図ります。

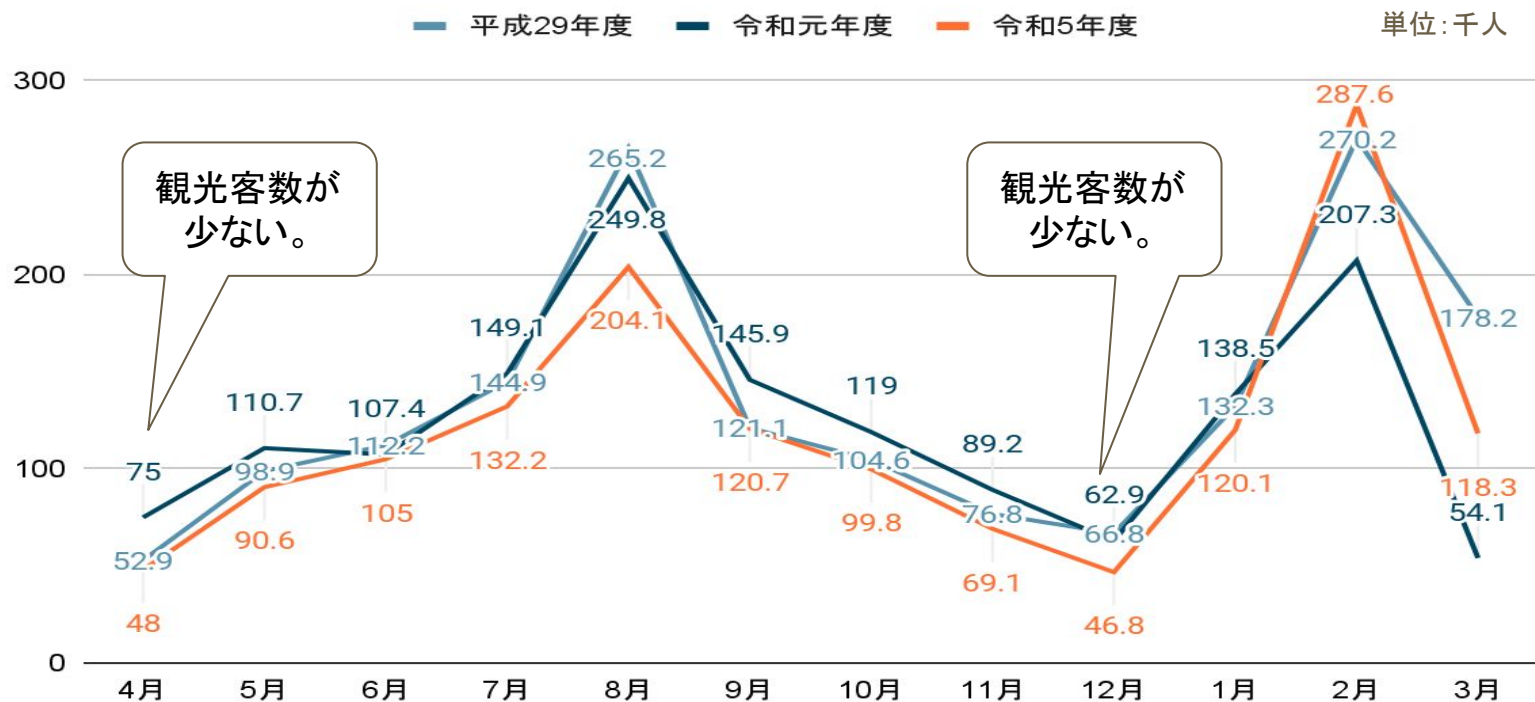
網走市観光の現状①

観光客入込客数



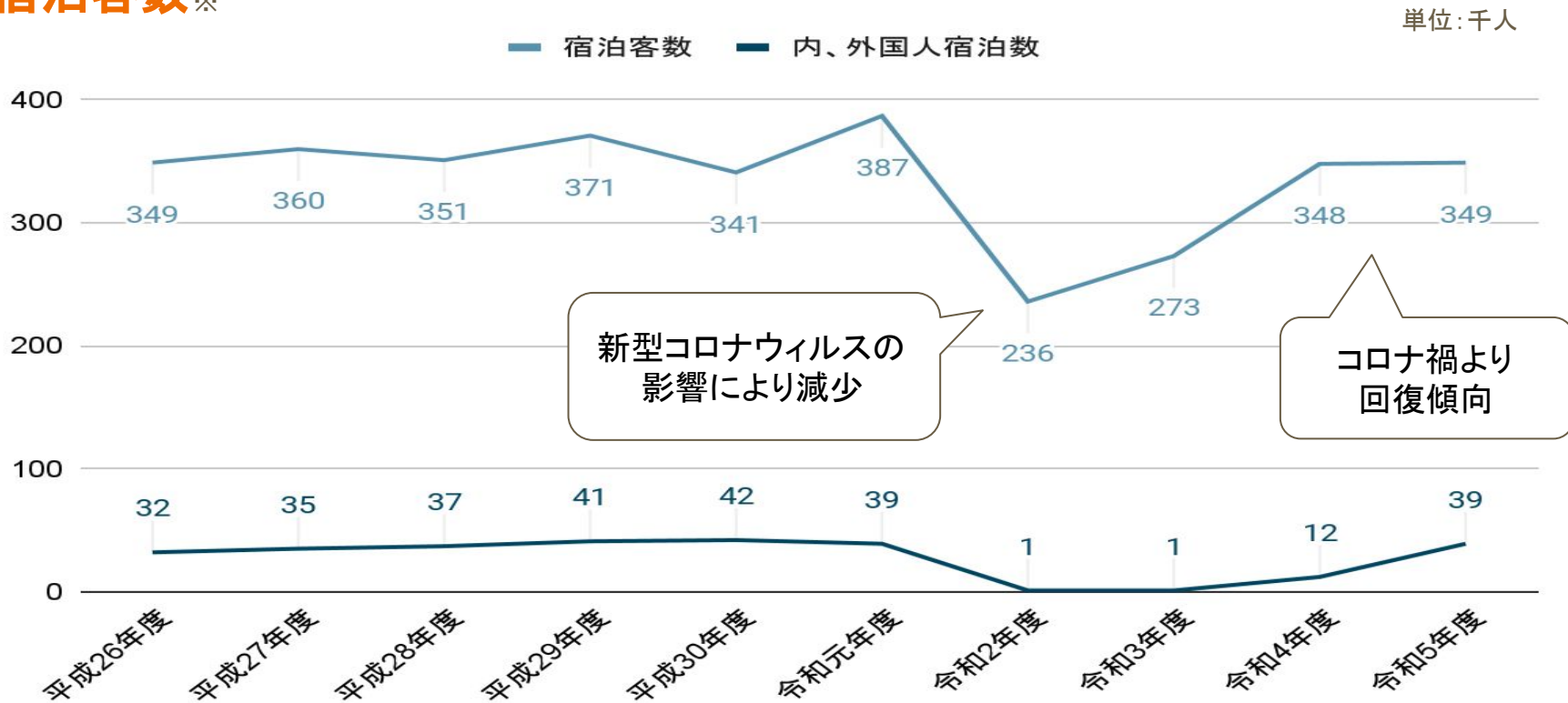
網走市観光の現状②

月別観光客入込客数



網走市観光の現状③

宿泊客数※

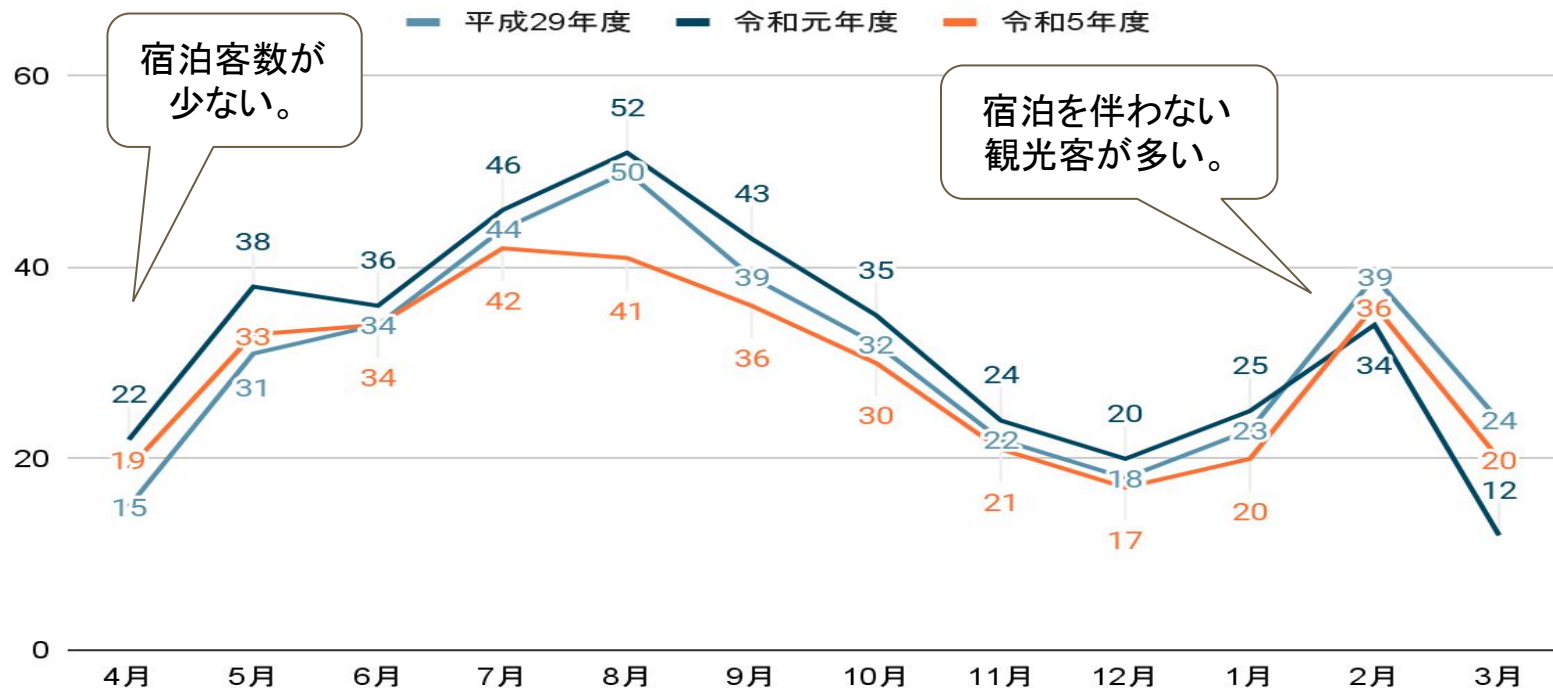


※キャンプ場利用者は除く。

網走市観光の現状④

月別宿泊客数 ※

単位:千人



※キャンプ場利用者は除く。

網走市の令和6年度観光予算

総額 約2.76億円

※

単位:千円

内訳	事業名	金額
	天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業	93,300
	地域DMO推進支援事業	28,748
	観光デジタルプロモーション事業	20,000
	オホーツク網走マラソン開催負担金	18,300
	網走市観光協会補助金	12,969
	大曲湖畔園地管理運営事業	12,352
	あばしりオホーツク流氷まつり補助金	10,500
	海外観光客インフォメーション事業	6,215
	その他	73,363

※観光課予算のみ集計。産業振興基金積立金を除く。

宿泊税とは

宿泊税は、ホテルや旅館等に宿泊する方に課税される法定外目的税で、自治体が独自に導入する税です。

平成14年に東京都で初めて導入されて以来、大阪府や京都市等、複数の自治体で導入が進められており、北海道でも導入を目指して検討を進めています。

法定外目的税とは

- ・法定外税は、地方自治体が独自に作ることができる税であり、新設の際には総務大臣と協議の上、同意を得る必要があります。
- ・目的税は、あらかじめその使い道を特定した上で課税する税のことであり、宿泊税は各自治体が目的を特定した上で独自に導入する税です。

※現在、宿泊税を導入している自治体では、観光振興を目的に設定しています。名称も各自治体で設定が可能ですが、全ての自治体が「宿泊税」としています。

※納税義務者は宿泊客です。導入済みの自治体では、直接宿泊客から徴収するのではなく、宿泊施設において、宿泊料金の支払いの際に宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収制度」を採用しています。

先行自治体の状況①

課税団体	東京都（H14.10.1 施行）	大阪府（H29.1.1 施行）	京都市（H30.10.1 施行）	金沢市（H31.4.1 施行）	倶知安町（R1.11.1 施行）
税目名	宿泊税(法定外目的税)				
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテルへの宿泊行為	旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊施設、民泊施設への宿泊行為	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為		
課税標準	泊数(宿泊日数×税率)				
納税義務者	宿泊者(宿泊施設を通じて宿泊者が納税する)				
税率	1人1泊につき、宿泊料金が ・1万円以上1万5千未満：100円 ・1万5千円以上：200円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、宿泊料金が ・7千円以上1万5千未満：100円 ・1万5千円以上2万円未満：200円 ・2万円以上：300円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、宿泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上5万円未満：500円 ・5万円以上：千円 ※見直す方向で検討	1人1泊につき、宿泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上：500円	一人当たり、一部屋当たり又は一棟当たりについて 宿泊料金の2%
非課税事項	1人1泊につき、宿泊料金が1万円未満の場合	1人1泊につき、宿泊料金が7万円未満の場合	・修学旅行等の参加者及び引率者 ・保育所、認定こども園等が主催する行事に参加するもの及び引率者	なし	・修学旅行等の参加者及び引率者 ・大学、高校又は専修学校の生徒又は学生で倶知安町内で職場体験を行うもの
税收	16億7千万円	11億6千7百万円	35億5千5百万円	7億1千万円	2億円

先行自治体の状況②

課税団体	長崎市(R5.4.1 施行)	福岡県(R2.4.1 施行)	福岡市(R2.4.1 施行)	北九州市(R2.4.1 施行)
税目名	宿泊税(法定外目的税)			
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為			
課税標準	泊数(宿泊日数×税率)			
納税義務者	宿泊者(宿泊施設を通じて宿泊者が納税する)			
税率	1人1泊につき、宿泊料金が ・1万円未満:100円 ・1万円以上2万円未満:200円 ・2万円以上:500円	・1人1泊につき200円 ・市町村が宿泊税を課税する場合:100円 ・福岡市・北九州市:50円	1人1泊につき、宿泊料金が ・2万円未満:150円 ・2万円以上:450円	1人1泊につき:150円
非課税事項	・修学旅行その他学校行事に参加・引率する者 ・その他市長が認める者	なし		
税収	3億7千万円	18億5,700万円	18億5,700万円	3億8,900万円

北海道における宿泊税導入の背景・必要性①

これまでの北海道観光の姿

- ・広大な土地に多彩な観光資源（自然、食、温泉、体験等）の存在で、国内の他地域との差別化を生み出し、来訪者数は堅調に増加
- ・観光分野における北海道全体の高いブランド力、知名度



コロナ禍を経た情勢変化

- ・コロナ禍を経て、観光需要が激減
- ・コロナ禍以降、旅行ニーズに応えるサービス供給力や地域構造の脆弱性が顕在化（広域移動手段の脆弱さ、人手不足によるサービス供給力の低下など）

北海道における宿泊税導入の背景・必要性②

今後の取組の方向性

- ・旅行者目線(満足度、利便性、安全・安心など)に立った施策の効果的な推進
- ・コロナ禍を経て顕在化した課題を克服し、北海道観光の強みとポテンシャルを更に増進
- ・地域経済や社会の発展につなげ、観光による恩恵を実感でき、次世代へ受け継ぐ「持続可能な観光」を目指す



新たな財源の確保

- ・滞在の満足度や利便性向上などの効果を享受する宿泊者(受益者)にご負担をいただき施策を進めます。
- ・いつでも、どこでも、何度でも訪れたい「観光立国北海道」を実現

北海道における宿泊税の概要

項目	新税の考え方(懇談会議論のまとめ)
税目名	宿泊税(法定外目的税)
課税の目的	旅行者の満足度や利便性を高め、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく「観光立国北海道」の実現を目指す。
税収の使途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税客体(課税の対象)	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 (いわゆる民泊)
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者(税を負担する人)	上記宿泊施設への宿泊者
税 率	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合 100円 2万円以上5万円未満の場合 200円 5万円以上の場合 500円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
収入見込額	平年度 約45億円程度
徴収方法	特別徴収
課税を行う期間	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

道内市町村の検討状況

単位:円

市町村名	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上	備考
札幌市	100	200	500	
旭川市	200			
小樽市	200			
釧路市	200			
帯広市	200			
北見市	200			
函館市	100	200	500	10万円以上:2,000
富良野市	200	300	500	
ニセコ町	100～200※	500	1,000	10万円以上:2,000

※5,001円未満:100円、5,001円～20,000円:200円 14

網走市における宿泊税導入の必要性①

これまでの網走市観光

網走市観光振興計画に基づく施策の推進により、観光客入込客数は約150万人、宿泊客数は約35万人を推移



コロナ禍を経た情勢変化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅行形態変化等により、観光客入込客数、宿泊客数が大幅に減少
- ・コロナ禍以降、旅行者ニーズに応えるサービス供給力や観光振興における新たな視点が必要
(人手不足によるサービス供給力の低下、観光地のDX、アドベンチャートラベルの推進など)

網走市における宿泊税導入の必要性②

これからの取り組み

コロナ禍を経た環境変化、観光客数の季節的な減少等への課題対応や、持続的な観光振興を進めるための新たな視点による施策を積極的に進める必要があります。



新たな財源の確保

- ・観光分野以外においても、公共施設や道路などの老朽化対策、デジタル社会の推進、脱炭素化社会の実現などに向けた取り組みが求められ、財源不足が見込まれている。
- ・滞在の満足度や利便性向上などの効果を享受する宿泊者(受益者)にご負担をいただき施策を進めます。

網走市における宿泊税の概要(たたき台)

項目	事務局案
税目名	宿泊税(法定外目的税)
課税客体 (課税対象)	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	泊数(宿泊日数×税率)
納税義務者	宿泊者(宿泊施設を通じて宿泊者が納税する)
税率	1人1泊につき200円
非課税事項	・修学旅行その他学校行事に参加、引率する者、その他市□が認める者
税収	約7千万円(約349,000人×200円)※キャンプ場利用者を除く。
特別徴収 義務者交付金	導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※税を徴収する宿泊施設への手数料
徴税開始	令和8(2026)年4月 ※北海道の徴収開始時期に併せて実施する。
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証・検討を行う。

税率について①～税率設定の種類

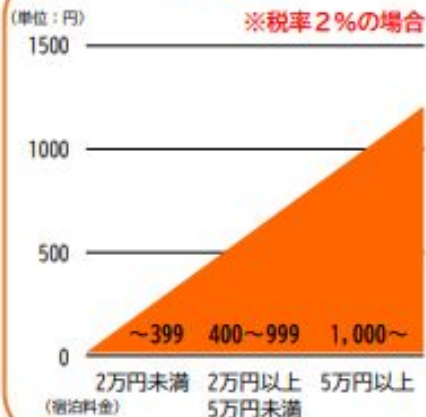
一律定額制



- ・宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・一定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が簡単
- ・宿泊料金が低い場合は不公平感を感じる可能性がある
- ・受益と負担の観点では均等に負担を求めることが可能

※小樽市、旭川市、帯広市などが検討中

定率制



- ・宿泊料金に応じて課税
- ・宿泊料金の変動に応じて課税が可能であり、相場が上昇した場合も再設定の必要が無い
- ・徴税の際の計算は宿泊施設の負担となる可能性がある

※倶知安町が導入済

段階的定額制



- ・設定した区分ごとの宿泊料金に応じて課税
- ・区分ごとで定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が比較的簡単
- ・一定程度、宿泊料金に応じた(担税力に応じた)負担を求めることができる

※道、札幌市、函館市等が検討中
東京都、大阪府等が導入済

税率について②～道税との合算イメージ

北海道では、3段階の段階的定額制を検討しています。



- ・市税自体は定額のため計算不要
- ・道税+200円で計算が可能であり比較的計算は簡単

※道税分は区分ごとに加算する必要がある



- ・市税を計算した上で区分ごとに道税を加算する必要がある
- ・徴税の際の計算は**宿泊施設の負担**となる可能性がある
- ・税額のわかりにくさを感じる可能性がある



- ・単純に道税の2倍の額となるため**計算が簡単**
- ・段階的定額制であっても**道と異なる区分・税額設定をした場合は複雑となる**
- ・一律定額制に比べ税収規模は低くなる見込み

税率について③～税收規模について

税率

一律定額制 一人1泊200円

税收

200円(税率)×約349,000人(年間の宿泊客数)＝ **約7千万円**

税率設定の考え方

○税收規模の確保

更なる観光振興に向け、新たな取組を進めるためには一定の財源規模を確保する必要があります。

○宿泊施設・宿泊者のわかりやすさ

- ・徴収を担う宿泊施設の負担とならない設定が必要です。
- ・一律定額制は宿泊料金に関係無く、1人1泊 200円で算出が可能です。
- ・道税＋200円で徴収できるため、比較的税額計算が簡単です。
- ・負担する宿泊者にもわかりやすい設定です。

○受益と負担の観点

宿泊税を活用した滞在の満足度を向上させる事業は、宿泊料金に関係なく、どの宿泊者も同様に効果を受けるものであり、その負担を均等に求めています。

宿泊税の活用(使途)の方向性について

宿泊税は、原則として新たな事業、既存の事業の拡充に活用する。

地域資源の磨き上げと魅力向上

- ・食文化を活かしたコンテンツの造成
- ・観光イベントによる観光消費の増大
- ・コンテンツツーリズムの推進 など

持続可能な観光地づくり

- ・閑散期対策
- ・観光プロモーションの強化(国内及びインバウンド誘致等)
- ・観光DXや雇用対策支援 (キャッシュレス決済、自動化、タクシー配車アプリの導入支援等)
- ・災害等の不測事態に備えた観光基金の創設 など

受入環境の充実

- ・二次交通の充実(どこバスの充実等)
- ・宿泊施設や公共施設等の受入環境整備支援 (DX・キャッシュレスの導入支援等) など

宿泊事業者に想定されるメリット

- ・魅力的な観光コンテンツの造成や閑散期対策により、観光客の滞在時間が長くなり、宿泊日数増につながる
- ・コンテンツツーリズム等の推進により、新たな需要が開拓され、宿泊者数の増加につながる
- ・観光DXや雇用対策支援等による人手不足解消につながる
- ・災害等外的要因による急激な宿泊客減少等に素早い対応策を講じる
- ・宿泊施設の受入環境整備支援により宿泊者の満足度向上

今後の想定スケジュール

※道税と同時導入 (R8年4月) を目指し、検討を進めます。

